

加賀市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

〔平成31年3月22日〕
〔条例第8号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、加賀市議会の議員(以下「議員」という。)が果たすべき職責を踏まえ、加賀市議会(以下「市議会」という。)への住民の信頼の確保を図るため、議員が長期にわたって市議会の会議等に欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

- ア 定例会及び臨時会の本会議
- イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議
- ウ 全員協議会の会議
- エ 予算決算委員会理事会の会議

(2) 長期欠席 議員が、本人の意思によるか否かにかかわらず、一定の期間、市議会の会議等
に出席しないことをいう。

(3) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17
年加賀市条例第34号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が、市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬条例第2条に規定する議員
報酬の額は、当該議員に支給されるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる長期欠席の期間に応
じて、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	支給割合
180日を超え365日以下であるとき	100分の80
365日を超えるとき	100分の70

2 前項に規定する長期欠席の期間は、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等
に出席した日の前日までとする。

3 第1項の規定は、長期欠席の期間が180日を超えた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から長期欠席後に初めて市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)のそれぞれの前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月がある場合における議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額は、当該議員に支給されるべき期末手当の額に、前条第1項の表に掲げる長期欠席の期間に応じて、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、基準日の前6か月以内の期間に異なる議員報酬の支給割合が適用された月がある場合は、当該支給割合のうち、低い方の支給割合を適用する。

(適用除外)

第5条 議員の長期欠席が、次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等の場合

(2) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間とする。)の場合

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であると医師に診断された場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、長期欠席がやむを得ないと議長が認める場合

(減額の効力)

第6条 この条例の規定により議員報酬及び期末手当を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。